

財産の取得について

藤沢市有機質資源再生センター施設を次のとおり取得する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 取得する財産

藤沢市有機質資源再生センターの建物及び設備

所在地 藤沢市宮原2573番地の1

内訳

建物

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| (1) 種類 | 堆肥化工場（製造棟）              |
| 構造     | 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建          |
| 延床面積   | 3,960.00平方メートル          |
| (2) 種類 | 倉庫及び作業所（製品棟）            |
| 構造     | 鉄骨・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平屋建 |
| 延床面積   | 2,683.16平方メートル          |

その他

建物付属設備，構築物，機械及び装置，車両及び運搬具並びに器具及び備品の一切

2 契約の相手方

藤沢市宮原2573番地の1

湘南エコファクトリーPFI株式会社

代表取締役 斉藤圭太

3 取得価格

90,000,000円

#### 4 取得時期

藤沢市有機質資源再生センターへの家畜ふん搬入が終了となった月の末日から起算して2ヶ月後の月末又は2015年（平成27年）3月31日のいずれか早く到達した日

#### 提案理由

藤沢市有機質資源再生センター運営事業の終了に伴い、藤沢市有機質資源再生センターの建物及び設備を取得する必要があるため、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

#### 参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋  
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。